

令和 6 年（措）第 10 号

排 除 措 置 命 令 書

東京都千代田区神田駿河台三丁目 9 番地
三井住友海上火災保険株式会社
同代表者 代表取締役 船 曳 真一郎

東京都渋谷区恵比寿一丁目 28 番 1 号
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
同代表者 代表取締役 新 納 啓 介

東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 1 号
損害保険ジャパン株式会社
同代表者 代表取締役 石 川 耕 治

東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号
東京海上日動火災保険株式会社
同代表者 代表取締役 城 田 宏 明

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由、別紙 1 及び別紙 2 中の用語のうち、別紙 2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙 2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社（以下「損保ジャパン」という。）及び東京海上日動火災保険株式会社（以下「東京海上」という。）の 4 社（以下「4 社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

- (1) 別紙 1 記載の損害保険（以下「本件財物・利益保険」という。）について、4 社が、遅くとも令和 2 年 1 月 22 日以降共同して行っていた、保険料を引き上げ又は維持できるようにする行為を既に行っていないことを確認すること。
 - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、株式会社 J E R A（以下「J E R A」という。）を保険契約者とする損害保険の見積り合わせにおいて、保険料を決定せず、自主的に決めること。
- 2 4 社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く 3 社並びに J E R A、マーシュブローカージャパン株式会社（以下「マーシュブローカージャパン」という。）及びエーオンジャパン株式会社（以下「エーオンジャパン」という。）に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 4 社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、J E R A を保険契約者とする損害保険の見積り合わせにおいて保険料を決定してはならない。
- 4 4 社は、それぞれ、次の(1)から(3)までの事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- (1) 共同保険の形式により発注される損害保険の引受けに関する独占禁止法の遵守についての、共同保険の形式により発注される損害保険の営業担当者に対する定期的な研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査
 - (2) 独占禁止法違反行為に関与した役員及び従業員に対する処分に関する規程の改定（損保ジャパンにあっては独占禁止法違反行為に関与した役員に対する処分に関する

規程の改定)

- (3) 独占禁止法違反行為に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成

- 5 4社は、それぞれ、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人の概要

4社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、保険業法（平成7年法律第105号）の規定に基づき内閣総理大臣の免許を受け、損害保険業を営む者である。

なお、損保ジャパンは、令和2年4月1日付けで、商号を損害保険ジャパン日本興亜株式会社から現商号に変更した者である。

(2) 本件財物・利益保険の発注方法等

ア J E R Aは、本件財物・利益保険を共同保険の形式で後記オの方法により発注し、引受損害保険会社を4社としていた。

イ 本件財物・利益保険の保険期間は原則1年間であり、毎年4月に更改されていた。

ウ マーシュブローカーJPは、本件財物・利益保険の平成31年4月から令和4年4月までの更改において、J E R Aから委託を受けた保険仲立人として、保険契約の締結の媒介等を行っていた。

エ エーオンJPは、本件財物・利益保険の令和5年4月の更改において、J E R Aから指名を受けた損害保険代理店として、保険契約の締結の媒介等を行っていた。

オ J E R Aは、平成31年4月の契約時以降、本件財物・利益保険について、マーシュブローカーJP又はエーオンJPを介して、次の方法により発注していた。

(ア) 損害保険会社に対し、見積り合わせを実施する。

(イ) 見積り合わせにおいて損害保険会社から提示された見積りの内容を踏

まえ、損害保険会社との間で、それぞれ、保険料等に関する交渉等を行う。

(ウ) 前記(イ)の交渉等の結果、妥結することができた保険料等で、損害保険会社と保険契約を締結する。

2 合意及び実施方法

4社は、遅くとも令和2年1月22日以降、本件財物・利益保険について、JERAが所有する施設における事故に伴う保険金の支払により悪化する収支の改善を図るため

(1) 見積り合わせにおいて各社が提示する保険料の水準を調整すること等によって保険料を引き上げ又は維持する

旨の合意の下に

(2)ア 各社の営業担当者による会合を開催するなどして、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料の水準を調整する

イ 見積り合わせにおいて、前記アで調整した水準で保険料を提示する

ウ マーシュブローカージャパン又はエーオンジャパンとの保険料の交渉状況について、4社間で情報交換を行い、当該情報交換を踏まえて、保険料の交渉を行う

などにより、保険料を引き上げ又は維持できるようにしていた。

3 実施状況

4社は、前記2により、令和2年から令和5年までに更改された本件財物・利益保険の全てについて、保険料を引き上げ又は維持していた。

4 前記2の行為が既に行われていないこと

(1) 東京海上は、令和5年7月20日までに、課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則（令和2年公正取引委員会規則第3号。以下「課徴金減免規則」という。）第4条第1項の規定に基づき、公正取引委員会に対して様式第1号による報告書を提出するとともに、本件財物・利益保険に係る自社の営業担当者に対して前記2の合意に基づく行為を行わないよう指示を行い、同日以降、同合意に基づく行為を行っていない。

(2) 損保ジャパンは、令和5年7月21日までに、課徴金減免規則第4条第1項の規定に基づき、公正取引委員会に対して様式第1号による報告書を提出するとともに、本件財物・利益保険に係る自社の営業担当者に対して前記2の合意に基づく行為を行わないよう指示を行い、同日以降、同合意に基づく

行為を行っていない。

- (3) 令和5年12月19日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、前記2の合意に基づく行為は行われていないと認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、4社は、共同して、本件財物・利益保険について、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料の水準を調整すること等によって保険料を引き上げ又は維持できるようにすることにより、公共の利益に反して、本件財物・利益保険の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、4社は、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、4社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和6年10月31日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 古 谷 一 之

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 吉 田 安 志

委 員 泉 水 文 雄

別紙 1

J E R Aが見積り合わせの方法により発注する財物・利益保険のうち、1回の事故につき保険金の支払限度額を1500億円とする保険

別紙 2

番号	用語	定義
1	財物・利益保険	J E R A 及び本件特別目的会社所有の全発電所等を対象とし、財物補償及び利益補償等を内容とする損害保険であって、J E R A が「企業総合保険」又は「企業総合補償保険」と称して損害保険会社との間で契約するもの
2	本件特別目的会社	J E R A が出資する、J E R A パワー武豊合同会社、株式会社常陸那珂ジェネレーション、J E R A パワー姉崎合同会社及び J E R A パワー横須賀合同会社
3	共同保険	二以上の損害保険会社が共同で同一の保険を引き受ける保険であって、これらの損害保険会社が当該保険を引き受ける割合に応じて保険契約に係る権利を有し、又は義務を負うもの
4	保険仲立人	保険契約の締結の媒介であって生命保険募集人、損害保険募集人及び少額短期保険募集人がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のものを行う者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）
5	損害保険代理店	損害保険会社からの委託又は当該委託を受けた者からの再委託を受けて、その損害保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であって、その損害保険会社の役員又は使用人でないもの

令和6年（措）第11号

排 除 措 置 命 令 書

東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

同代表者 代表取締役 新 納 啓 介

東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

損害保険ジャパン株式会社

同代表者 代表取締役 石 川 耕 治

東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地

三井住友海上火災保険株式会社

同代表者 代表取締役 船 曳 真一郎

東京都千代田区大手町二丁目6番4号

東京海上日動火災保険株式会社

同代表者 代表取締役 城 田 宏 明

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由、別紙1及び別紙2中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社（以下「損保ジャパン」という。）、三井住友海上火災保険株式会社（以下「三井住友海上」という。）及び東京海上日動火災保険株式会社の4社（以下「4社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

- (1) 別紙 1 記載の損害保険（以下「本件製油所包括保険」という。）について、4 社が、遅くとも令和 2 年 7 月 3 日以降共同して行っていた、各社の引受割合及び保険料の水準を維持できるようにする行為を既に行っていないことを確認すること。
 - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、コスモ石油株式会社（以下「コスモ石油」という。）を保険契約者とする損害保険の見積り合わせにおいて、各社が提示する保険料、保険料率及び提供可能なキャパシティ（以下「保険料等」という。）を決定せず、自主的に決めること。
- 2 4 社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く 3 社並びにコスモ石油、コスモエネルギーホールディングス株式会社（以下「コスモエネルギーホールディングス」という。）、エーオンジャパン株式会社（以下「エーオンジャパン」という。）及び株式会社コスモトレードアンドサービス（以下「コスモトレードアンドサービス」という。）に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 4 社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、コスモ石油を保険契約者とする損害保険の見積り合わせにおいて保険料等を決定してはならない。
- 4 4 社は、それぞれ、次の(1)から(3)までの事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- (1) 共同保険の形式により発注される損害保険の引受けに関する独占禁止法の遵守についての、共同保険の形式により発注される損害保険の営業担当者に対する定期的な

研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査

(2) 独占禁止法違反行為に關与した役員及び従業員に対する処分に関する規程の改定（損保ジャパンにあっては独占禁止法違反行為に關与した役員に対する処分に関する規程の改定）

(3) 独占禁止法違反行為に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成

5 4社は、それぞれ、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人の概要

4社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、保険業法（平成7年法律第105号）の規定に基づき内閣総理大臣の免許を受け、損害保険業を営む者である。

(2) 本件製油所包括保険の発注方法等

ア 本件製油所包括保険は、共同保険の形式により発注されていた。

イ 本件製油所包括保険の保険期間は1年間であり、毎年7月に更改されていた。

ウ コスモ石油の完全親会社であるコスモエネルギーホールディングスは、令和2年7月の更改時以降、本件製油所包括保険について、保険料の削減等を目的として、次の方法によりコスモ石油に代わって発注していた。

(ア) 本件製油所包括保険のうち地震保険については、年1回、見積り合わせを実施し、見積りを依頼した損害保険会社から提示された保険料率の最低値を保険料に換算したものを当該保険の保険料として決定するとともに、提示された保険料率の順位及び提供可能なキャパシティ等を勘案して、当該保険に係る損害保険会社の引受割合を決定していた。

(イ) 本件製油所包括保険のうち火災保険及び利益保険については

 a 3年に1回、見積り合わせを実施し、見積りを依頼した損害保険会

社から提示された保険料の最低値を当該保険の保険料として決定するとともに、提示された保険料の順位等を勘案して、当該保険に係る損害保険会社の引受割合を決定していた。

- b 見積り合わせを実施しない年は、更改前の保険契約における保険料の水準を基にした幹事会社との相対交渉により当該保険の保険料を決定するとともに、当該保険に係る損害保険会社の引受割合は、直近に行われた前記 a の見積り合わせで決定した引受割合と同一の割合としていた。

エ 4 社は、前記ウ (ア) 及び (イ) a の見積り合わせに参加しており、4 社のうち、火災保険及び利益保険に係る幹事会社である三井住友海上が、コスモエネルギーホールディングスと前記ウ (イ) b の相対交渉をしていた。

オ コスモエネルギーホールディングスは、前記ウ (ア) 及び (イ) a の見積り合わせについては、損害保険代理業を営むエーオンジャパンを、また、前記ウ (イ) b の相対交渉については、同業を営むコスモトレードアンドサービスを、それぞれ、介して行っていた。

2 合意及び実施方法

4 社は、前記 1 (2) ウの発注方法の導入を契機として、各社の営業課長による会合及び営業担当者による会合を開催するなどし、遅くとも令和 2 年 7 月 3 日以降、本件製油所包括保険について

- (1) 見積り合わせにおいて各社が提示する保険料等を調整することによって各社の引受割合及び保険料の水準を維持する

旨の合意の下に

- (2) ア 前記 1 (2) ウ (ア) の地震保険の見積り合わせにおいて各社が提示する保険料率及び提供可能なキャパシティを調整する

イ 前記 1 (2) ウ (イ) a の火災保険及び利益保険の見積り合わせによって決まる各社の引受割合及び保険料が、翌年度以降に相対交渉の方法により発注される当該保険の引受割合及び保険料に影響することを踏まえ、当該見積り合わせにおいて各社が提示する保険料を調整する

ウ 前記 1 (2) ウ (ア) 及び (イ) a の見積り合わせにおいて、前記ア及びイで調整した保険料等を提示する

ことにより、各社の引受割合及び保険料の水準を維持できるようにしていた。

3 実施状況

4社は、前記2により、令和2年から令和4年までに更改された本件製油所包括保険の全てについて、各社の引受割合及び保険料の水準を維持していた。

4 前記2の行為が既に行われていないこと

令和5年6月20日、東急株式会社を保険契約者とする損害保険に関して、4社が保険料の調整に関与している疑いがある旨の報道がなされたことを契機として、4社は、その翌日までに、相互の間で、前記2の合意に基づく行為を取りやめる旨を確認し合ったことから、同日以降、同合意に基づく行為は行われていないと認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、4社は、共同して、本件製油所包括保険について、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料等を調整することによって各社の引受割合及び保険料の水準を維持できるようにすることにより、公共の利益に反して、本件製油所包括保険の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、4社は、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、4社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和6年10月31日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 古 谷 一 之

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 吉 田 安 志

委 員 泉 水 文 雄

別紙 1

コスモエネルギーホールディングスがコスモ石油の製油所を対象に同社に代わって、見積り合わせの方法により発注する地震保険、並びに見積り合わせと相対交渉を併用する方法により発注する火災保険及び利益保険

別紙 2

番号	用語	定義
1	地震保険	地震又は噴火による火災、損壊、津波等によって製油所の財産に生じる損害を補償する損害保険
2	火災保険	火災、風災、漏水等によって製油所の財産に生じる損害を補償する損害保険
3	利益保険	火災、風災、水災等によって製油所の営業が休止又は阻害されたために生じる利益損失を補償する損害保険
4	引受割合	共同保険において、引受損害保険会社が当該保険契約に基づく権利義務を引き受ける割合
5	保険料率	保険金額に対する保険料の割合
6	提供可能な キャパシティ	損害保険会社 1 社が一つの損害保険に関して、支払義務を引き受けることのできる補償額の上限值
7	共同保険	二以上の損害保険会社が共同で同一の保険を引き受ける保険であって、これらの損害保険会社が当該保険を引き受ける割合に応じて保険契約に係る権利を有し、又は義務を負うもの
8	幹事会社	共同保険の引受損害保険会社のうち、当該保険契約に係る保険料の収受や保険金の支払等の事務手続を一括して行う引受損害保険会社
9	損害保険代理業	損害保険会社からの委託又は当該委託を受けた者からの再委託を受けて、その損害保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う事業

令和6年（措）第12号

排 除 措 置 命 令 書

東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地
三井住友海上火災保険株式会社
同代表者 代表取締役 船 曳 真一郎

東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
損害保険ジャパン株式会社
同代表者 代表取締役 石 川 耕 治

東京都千代田区大手町二丁目6番4号
東京海上日動火災保険株式会社
同代表者 代表取締役 城 田 宏 明

東京都中央区日本橋二丁目2番16号
共立株式会社
同代表者 代表取締役 石 井 哲

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由、別紙1及び別紙2中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 三井住友海上火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社（以下「損保ジャパン」という。）及び東京海上日動火災保険株式会社（以下「東京海上」という。）の3社（以下、後記2を除き「3社」という。）は、次の(1)及び(2)の事項を、共立株式会社（以下「共立」という。）は、次の(1)及び(3)の事項を、それぞれ、取締役会において決議しな

ければならない。

- (1) 別紙 1 記載の損害保険（以下「本件備蓄基地保険」という。）について、3 社及び共立（以下「名宛人 4 社」という。）が、遅くとも令和 2 年 8 月 26 日以降共同して行っていた、3 社が事前に想定した引受保険料及び引受割合で受注できるようにする行為を既に行っていないことを確認すること。
 - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」という。）を保険契約者とする損害保険について、入札保険料及び共同保険の引受けに同意する保険料の最低額（以下「入札保険料等」という。）を決定せず、自主的に決めること。
 - (3) 今後、3 社又は他の損害保険会社に対し、JOGMEC を保険契約者とする損害保険について、入札保険料等を共有しないこと。
- 2 名宛人 4 社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く 3 社及び JOGMEC に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
 - 3 3 社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、JOGMEC を保険契約者とする損害保険について、入札保険料等を決定してはならない。
 - 4 共立は、今後、3 社又は他の損害保険会社に対し、JOGMEC を保険契約者とする損害保険について、入札保険料等を共有してはならない。
 - 5 3 社は、それぞれ、次の(1)から(3)までの事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、第 3 項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

- (1) 共同保険の形式により発注される損害保険の引受けに関する独占禁止法の遵守についての、共同保険の形式により発注される損害保険の営業担当者に対する定期的な研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査
 - (2) 独占禁止法違反行為に関与した役員及び従業員に対する処分に関する規程の改定（損保ジャパンにあっては独占禁止法違反行為に関与した役員に対する処分に関する規程の改定）
 - (3) 独占禁止法違反行為に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成
- 6 共立は、次の(1)及び(2)の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、第4項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならない。かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- (1) JOGMECを保険契約者とする損害保険契約の締結の代理又は媒介に関する独占禁止法の遵守についての、JOGMECを保険契約者とする損害保険の営業担当者に対する定期的な研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査
 - (2) 独占禁止法違反行為に関与した役員に対する処分に関する規程の改定
- 7 3社は、それぞれ、第1項、第2項及び第5項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。
- 8 共立は、第1項、第2項及び第6項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人の概要

ア 3社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、保険業法（平成7年法律第105号。以下同じ。）の規定に基づき内閣総理大臣の免許を受け、損害保険業を営む者である。

イ 共立は、肩書地に本店を置き、保険業法の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受け、損害保険代理業を営む者である。

(2) 本件備蓄基地保険の発注方法等

ア JOGMECは、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第46号）による改正前の独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成14年法律第94号）の規定に基づき、平成16年2月29日に設立された法人であり、東京都港区に主たる事務所を置き、石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務等を行っている。

なお、JOGMECは、令和4年11月14日付けで、名称を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構から現名称に変更した者である。

イ JOGMECは、本件備蓄基地保険を共同保険の形式で一般競争入札の方法により発注していた。JOGMECは、本件備蓄基地保険の保険期間を1年間とし、毎年10月に更改していた。

ウ 前記イに係る一般競争入札には、令和2年10月の更改に向けた同年8月の入札時以降、3社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の4社（以下「入札参加4社」という。）が参加していた。

エ 前記ウに係る一般競争入札は

(ア) 引受保険料については、以下の方法により決定する

a 入札参加4社が提示した入札保険料のうち最も低い入札保険料を引受保険料とすることについて、当該入札保険料を提示した社を除いて2社以上の同意が得られた場合、当該入札保険料に決定する

b 入札参加4社が提示した入札保険料のうち最も低い入札保険料を引受保険料とすることについて、当該入札保険料を提示した社を除いて2社以上の同意が得られなかった場合、2番目に低い入札保険料を引受保険料とすることについて、当該入札保険料を提示した社を除いて2社以上の同意が得られれば、当該入札保険料に決定する

c 入札参加4社が提示した入札保険料のうち2番目に低い入札保険料を引受保険料とすることについて、当該入札保険料を提示した社を除

いて2社以上の同意が得られなかった場合、再入札を行う

(イ) 各社の引受割合については、後記(ウ)の方法により決まる入札順位等を勘案して決定する

(ウ) 入札順位については、原則として、入札保険料が低い順番に決定する。

ただし、例外として、入札参加4社が提示した入札保険料のうち最も低い入札保険料に対して、当該入札保険料を提示した社を除き、いずれの社の同意も得られなかった場合には、最も低い入札保険料を提示した社の入札順位は最下位として扱う

(エ) 入札参加4社が提示した入札保険料のうち最も低い入札保険料に対して、1社のみが同意しなかった場合、当該1社は共同保険の引受けをすることができない

などの仕組みになっていた。

オ 共立は、本件備蓄基地保険について、入札参加4社から委託を受けた損害保険代理店として、保険契約の締結の媒介等を行っていた。

2 合意及び実施方法

名宛人4社は、遅くとも令和2年8月26日以降、本件備蓄基地保険について、自社の利益を確保するため

(1)ア 3社は、共立を介して入札保険料等を決定し、入札において、3社が事前に想定した引受保険料及び引受割合で受注できるようにする

イ 共立は、3社が入札保険料等を決定できるように協力する
旨の合意の下に

(2)ア 共立は、3社の入札保険料等に係る情報を適時に3社から入手し、他の2社に共有する

イ 3社は

(ア) 共立を介して入札保険料等を決定する

(イ) 入札において、前記(ア)で決定した入札保険料を提示するとともに、3社以外の損害保険会社が3社よりも低い入札保険料を提示してきた場合において、当該提示額が前記(ア)で決定した共同保険の引受けに同意する保険料の最低額を下回るときには、当該入札保険料による共同保険の引受けに同意しない

ことにより、3社が事前に想定した引受保険料及び引受割合で受注できるようにしていた。

3 実施状況

前記2により、令和2年から令和4年までに更改された本件備蓄基地保険の全てについて、共立は、3社が入札保険料等を決定できるように協力し、3社は、3社が事前に想定した引受保険料及び引受割合で受注していた。

4 前記2の行為が既に行われていないこと

- (1) 東京海上は、令和5年7月20日までに、課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則（令和2年公正取引委員会規則第3号。以下「課徴金減免規則」という。）第4条第1項の規定に基づき、公正取引委員会に対して様式第1号による報告書を提出するとともに、本件備蓄基地保険に係る自社の営業担当者に対して前記2の合意に基づく行為を行わないよう指示を行い、同日以降、同合意に基づく行為を行っていない。
- (2) 損保ジャパンは、令和5年7月21日までに、課徴金減免規則第4条第1項の規定に基づき、公正取引委員会に対して様式第1号による報告書を提出するとともに、本件備蓄基地保険に係る自社の営業担当者に対して前記2の合意に基づく行為を行わないよう指示を行い、同日以降、同合意に基づく行為を行っていない。
- (3) 前記(1)及び(2)の事実によれば、令和5年7月21日以降、前記2の合意に基づく行為は行われていないと認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、名宛人4社は、共同して、本件備蓄基地保険について、3社が事前に想定した引受保険料及び引受割合で受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、本件備蓄基地保険の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、名宛人4社は、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、名宛人4社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和6年10月31日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 古 谷 一 之

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 吉 田 安 志

委 員 泉 水 文 雄

別紙 1

J O G M E C が一般競争入札の方法により発注する、J O G M E C が管理する国家石油・石油ガス備蓄基地等を対象とする企業財産包括保険、火災通知保険、土木構造物保険及び総合賠償責任保険

別紙 2

番号	用語	定義
1	企業財産包括保険	「企業財産包括保険」と称する、火災、風災等によって備蓄基地の施設等に生じる損害を補償する損害保険
2	火災通知保険	「火災通知保険」と称する、火災、風災等によって備蓄基地における石油・石油ガス等に生じる損害を補償する損害保険
3	土木構造物保険	「土木構造物保険」と称する、火災、風災等によって備蓄基地の橋梁、地下タンク等に生じる損害を補償する損害保険
4	総合賠償責任保険	「総合賠償責任保険（CGL保険）」と称する、備蓄基地の対象施設等における事故に起因して、当該施設等の管理者等に生じる損害賠償責任を補償する損害保険
5	引受保険料	損害保険会社が共同保険を引き受ける場合の保険料の総額
6	引受割合	共同保険において、引受損害保険会社が当該保険契約に基づく権利義務を引き受ける割合
7	入札保険料	損害保険会社が入札において提示する保険料
8	共同保険	二以上の損害保険会社が共同で同一の保険を引き受ける保険であって、これらの損害保険会社が当該保険を引き受ける割合に応じて保険契約に係る権利を有し、又は義務を負うもの
9	損害保険代理業	損害保険会社からの委託又は当該委託を受けた者からの再委託を受けて、その損害保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う事業
10	損害保険代理店	損害保険会社からの委託又は当該委託を受けた者からの再委託を受けて、その損害保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者（法人でない社

番号	用語	定義
		団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを 含む。)であって、その損害保険会社の役員又は使用 人でないもの

令和6年（措）第13号

排 除 措 置 命 令 書

東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地
三井住友海上火災保険株式会社
同代表者 代表取締役 船 曳 真一郎

東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
損害保険ジャパン株式会社
同代表者 代表取締役 石 川 耕 治

東京都千代田区大手町二丁目6番4号
東京海上日動火災保険株式会社
同代表者 代表取締役 城 田 宏 明

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別紙2中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 三井住友海上火災保険株式会社（以下「三井住友海上」という。）、損害保険ジャパン株式会社（以下「損保ジャパン」という。）及び東京海上日動火災保険株式会社（以下「東京海上」という。）の3社（以下「3社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 別紙1記載の損害保険（以下「本件マリン保険」という。）について、3社が、遅くとも令和2年8月28日以降共同して行っていた、保険料の水準を維持できるようにする行為を既に行っていないことを確認すること。

- (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、シャープ株式会社（以下「シャープ」という。）を保険契約者とする損害保険の見積保険料を決定せず、自主的に決めること。
- 2 3社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く2社並びにシャープ及びマーシュジャパン株式会社（以下「マーシュジャパン」という。）に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 3社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、シャープを保険契約者とする損害保険の見積保険料を決定してはならない。
- 4 3社は、それぞれ、次の(1)から(3)までの事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- (1) 共同保険の形式により発注される損害保険の引受けに関する独占禁止法の遵守についての、共同保険の形式により発注される損害保険の営業担当者に対する定期的な研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査
- (2) 独占禁止法違反行為に関与した役員及び従業員に対する処分に関する規程の改定（損保ジャパンにあっては独占禁止法違反行為に関与した役員に対する処分に関する規程の改定）
- (3) 独占禁止法違反行為に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成
- 5 3社は、それぞれ、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第 1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人の概要

3 社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、保険業法（平成 7 年法律第 105 号）の規定に基づき内閣総理大臣の免許を受け、損害保険業を営む者である。

なお、損保ジャパンは、令和 2 年 4 月 1 日付けで、商号を損害保険ジャパン日本興亜株式会社から現商号に変更した者である。

(2) 本件マリン保険の発注方法等

ア シャープは、平成 28 年以降、本件マリン保険を共同保険の形式で後記エの方法により発注し、引受損害保険会社を 3 社としていた。

イ 本件マリン保険の保険期間は 1 年間であり、毎年 11 月に更改されていた。

ウ マーシュジャパンは、平成 28 年以降、本件マリン保険に係る保険契約の締結の媒介等を行っていた。

エ シャープは、平成 28 年以降、本件マリン保険について、毎年 11 月の更改に際し、マーシュジャパンを介することにより、次の方法により発注していた。

(ア) 毎年おおむね 7 月から 8 月までの間に、3 社による見積り合わせを実施する。

(イ) 前記(ア)の見積り合わせの実施後、3 社の中から更改後に幹事会社となる者を指定する。

(ウ) 前記(イ)の幹事会社となる者との間で、3 社から提示された見積保険料のうち最も低いものを起点として、保険料及び補償内容に関する交渉を行い、更改後の保険契約における保険料等を決定する。

(エ) 前記(ウ)で決定した保険料等で、3 社と保険契約を締結する。

オ 三井住友海上は、平成 28 年以降、毎年、本件マリン保険の幹事会社に指定されていた。

2 合意及び実施方法

3 社は、遅くとも令和 2 年 8 月 28 日以降、本件マリン保険について

(1) 各社の見積保険料を調整することによって保険料の水準を維持する

旨の合意の下に

(2) 3社の営業担当者による会合を開催するなどして

ア 三井住友海上が定めた見積保険料の水準を共有し、当該水準を基準として各社の見積保険料を決定する

イ 前記アの決定に当たっては、各社の見積保険料のうち、三井住友海上の見積保険料が最も低くなるように調整する

ウ 前記ア及びイで調整した見積保険料を提示する

ことにより、保険料の水準を維持できるようにしていた。

3 実施状況

3社は、前記2により、令和2年から令和4年までに更改された本件マリン保険の全てについて、保険料の水準を維持していた。

4 前記2の行為が既に行われていないこと

(1) 東京海上は、令和5年7月28日までに、課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則（令和2年公正取引委員会規則第3号。以下「課徴金減免規則」という。）第4条第1項の規定に基づき、公正取引委員会に対して様式第1号による報告書を提出するとともに、本件マリン保険に係る自社の営業担当者に対して前記2の合意に基づく行為を行わないよう指示を行い、同日以降、同合意に基づく行為を行っていない。

(2) 損保ジャパンは、令和5年7月31日までに、課徴金減免規則第4条第1項の規定に基づき、公正取引委員会に対して様式第1号による報告書を提出するとともに、本件マリン保険に係る自社の営業担当者に対して前記2の合意に基づく行為を行わないよう指示を行い、同日以降、同合意に基づく行為を行っていない。

(3) 前記(1)及び(2)の事実によれば、令和5年7月31日以降、前記2の合意に基づく行為は行われていないと認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、3社は、共同して、本件マリン保険について、各社の見積保険料を調整することによって保険料の水準を維持できるようにすることにより、公共の利益に反して、本件マリン保険の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、3社は、いずれも、独占禁

止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、3社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和6年10月31日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 古 谷 一 之

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 吉 田 安 志

委 員 泉 水 文 雄

別紙 1

シャープを保険契約者とし、保管中又は輸送中のシャープ製品等を補償対象とする損害保険であって、シャープから指名を受けたマーシュジャパンにより「SHARP GLOBAL STP PROGRAM」という名称で見積り合わせされるもの

別紙 2

番号	用語	定義
1	見積保険料	損害保険会社が見積り合わせにおいて提示する保険料
2	共同保険	二以上の損害保険会社が共同で同一の保険を引き受ける保険であって、これらの損害保険会社が当該保険を引き受ける割合に応じて保険契約に係る権利を有し、又は義務を負うもの
3	幹事会社	共同保険の引受損害保険会社のうち、当該保険契約に係る保険料の収受や保険金の支払等の事務手続を一括して行う引受損害保険会社

令和6年（措）第14号

排 除 措 置 命 令 書

東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地
三井住友海上火災保険株式会社
同代表者 代表取締役 船 曳 真一郎

東京都千代田区大手町二丁目6番4号
東京海上日動火災保険株式会社
同代表者 代表取締役 城 田 宏 明

東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
同代表者 代表取締役 新 納 啓 介

東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
損害保険ジャパン株式会社
同代表者 代表取締役 石 川 耕 治

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由、別紙1及び別紙2中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 三井住友海上火災保険株式会社（以下「三井住友海上」という。）、東京海上日動火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「あいおい」という。）及び損害保険ジャパン株式会社（以下「損保ジャパン」という。）の4社（以下「4社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

- (1) 別紙 1 記載の損害保険（以下「本件グループ包括保険」という。）について、4 社が、遅くとも令和元年 1 2 月 2 5 日以降共同して行っていた、幹事会社とすべき者（以下「予定幹事会社」という。）を決定し、予定幹事会社が幹事会社を選定されるようにするとともに、予定幹事会社が定めた見積金額を基にした保険料及び保険料率（以下「保険料等」という。）で契約できるようにする行為を既に行っていないことを確認すること。
 - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、京成電鉄株式会社（以下「京成電鉄」という。）が見積り合わせの方法により発注する京成電鉄を保険契約者とする損害保険について、予定幹事会社又は見積金額を決定せず、自主的に決めること。
- 2 4 社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く 3 社並びに京成電鉄及び株式会社京成保険コンサルティング（以下「京成保険」という。）に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 4 社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、京成電鉄が見積り合わせの方法により発注する京成電鉄を保険契約者とする損害保険について、予定幹事会社又は見積金額を決定してはならない。
- 4 4 社は、それぞれ、次の(1)から(3)までの事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- (1) 共同保険の形式により発注される損害保険の引受けに関する独占禁止法の遵守についての、共同保険の形式により発注される損害保険の営業担当者に対する定期的な研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査

- (2) 独占禁止法違反行為に関与した役員及び従業員に対する処分に関する規程の改定（損保ジャパンにあっては独占禁止法違反行為に関与した役員に対する処分に関する規程の改定）
 - (3) 独占禁止法違反行為に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成
- 5 4社は、それぞれ、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人の概要

4社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、保険業法（平成7年法律第105号）の規定に基づき内閣総理大臣の免許を受け、損害保険業を営む者である。

なお、損保ジャパンは、令和2年4月1日付けで、商号を損害保険ジャパン日本興亜株式会社から現商号に変更した者である。

三井住友海上及びあいおいは、MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の完全子会社である。

(2) 本件グループ包括保険の発注方法等

ア 京成電鉄は、本件グループ包括保険を共同保険として発注し、引受損害保険会社を4社としていた。

イ 京成保険は、京成電鉄の完全子会社であり、損害保険代理業を営む者であるところ、4社と損害保険代理店契約を締結し、本件グループ包括保険に係る契約事務等を行っていた。

ウ 本件グループ包括保険の保険期間は1年間であり、毎年更改が行われていた。

また、本件グループ包括保険の保険料は、本件グループ包括保険の保険料算出の基礎となる数字に保険料率を乗じて算出されていた。

エ 京成電鉄は、本件グループ包括保険の更改に際して、3年に1回、4社

による見積り合わせを実施して、最も低い保険料の見積金額を提示した者をその後の３年間の幹事会社となる者としていた。そして、当該幹事会社となる者が提示した見積金額を基にして当該幹事会社となる者と交渉を行い、３年間の原則となる保険料率を決定していた。

オ 京成電鉄は、幹事会社の引受割合を最も大きいものにするという前提の下、幹事会社及び非幹事会社の引受割合を決定していた。

カ 京成電鉄は、京成保険を通じて、幹事会社及び非幹事会社に対し、前記エの保険料率によって算出した保険料を、前記オの引受割合に応じて支払っていた。

2 合意及び実施方法

４社は、遅くとも令和元年１２月２５日以降、本件グループ包括保険について、保険料等の低落防止等を図るため

(1)ア 予定幹事会社を決定する

イ 予定幹事会社以外の者は、予定幹事会社が幹事会社に選定されるように協力する

ウ 予定幹事会社が定めた見積金額を基にした保険料等で契約できるようにする

旨の合意の下に

(2)ア 前回の見積り合わせにおいて幹事会社となった者を予定幹事会社とする

イ 予定幹事会社が提示する見積金額は予定幹事会社が定め、予定幹事会社以外の者は、予定幹事会社から連絡を受けた当該見積金額よりも高い見積金額を提示する

ことにより、予定幹事会社を決定し、予定幹事会社が幹事会社を選定されるようにするとともに、予定幹事会社が定めた見積金額を基にした保険料等で契約できるようにしていた。

3 実施状況

(1) 予定幹事会社は、前記２(1)の合意に基づき、本件グループ包括保険の全てについて、幹事会社となっていた。

(2) ４社は、前記２(1)の合意に基づき、本件グループ包括保険の全てについて、予定幹事会社が定めた見積金額を基にした保険料等で契約していた。

4 前記２の行為が既に行われていないこと

(1) 損保ジャパンは、令和５年７月２８日までに、課徴金の減免に係る事実の

報告及び資料の提出に関する規則（令和２年公正取引委員会規則第３号。以下「課徴金減免規則」という。）第４条第１項の規定に基づき、公正取引委員会に対して様式第１号による報告書を提出するとともに、本件グループ包括保険に係る自社の営業担当者に対して前記２の合意に基づく行為を行わないよう指示を行い、同日以降、同合意に基づく行為を行っていない。

- (2) 三井住友海上及びあいおいは、令和５年７月３１日までに、課徴金減免規則第４条第１項の規定に基づき、共同して、公正取引委員会に対して様式第１号による報告書を提出するとともに、それぞれ、本件グループ包括保険に係る自社の営業担当者に対して前記２の合意に基づく行為を行わないよう指示を行い、同日以降、同合意に基づく行為を行っていない。
- (3) 前記(1)及び(2)の事実によれば、令和５年７月３１日以降、前記２の合意に基づく行為は行われていないと認められる。

第２ 法令の適用

前記事実によれば、４社は、共同して、本件グループ包括保険について、予定幹事会社を決定し、予定幹事会社が幹事会社に選定されるようにするとともに、予定幹事会社が定めた見積金額を基にした保険料等で契約できるようにすることにより、公共の利益に反して、本件グループ包括保険の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第３条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、４社は、いずれも、独占禁止法第７条第２項第１号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、４社に対し、独占禁止法第７条第２項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和６年１０月３１日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 古 谷 一 之

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 吉 田 安 志

委 員 泉 水 文 雄

別紙 1

京成電鉄が「グループ包括保険」の名称により見積り合わせの方法により発注する京成電鉄を保険契約者とする鉄道総合財産保険、鉄道賠償責任保険及び副業総合保険

別紙 2

番号	用語	定義
1	鉄道総合財産保険	京成電鉄並びに同社の子会社及び関連会社の鉄道財産を対象とする損害保険
2	鉄道賠償責任保険	京成電鉄並びに同社の子会社及び関連会社の鉄道事業の遂行に伴う損害賠償責任を対象とする損害保険
3	副業総合保険	京成電鉄並びに同社の子会社及び関連会社についての、鉄道財産以外の財産及び鉄道事業以外の事業の遂行に伴う損害賠償責任を対象とする損害保険
4	幹事会社	共同保険の引受損害保険会社のうち、当該保険契約に係る保険料の収受や保険金の支払等の事務手続を一括して行う引受損害保険会社
5	共同保険	二以上の損害保険会社が共同で同一の保険を引き受ける保険であって、これらの損害保険会社が当該保険を引き受ける割合に応じて保険契約に係る権利を有し、又は義務を負うもの
6	損害保険代理店	損害保険会社からの委託又は当該委託を受けた者からの再委託を受けて、その損害保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であって、その損害保険会社の役員又は使用人でないもの
7	引受割合	共同保険において、引受損害保険会社が当該保険契約に基づく権利義務を引き受ける割合
8	非幹事会社	共同保険の引受損害保険会社のうち、幹事会社以外の引受損害保険会社

令和6年（措）第15号

排 除 措 置 命 令 書

東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

損害保険ジャパン株式会社

同代表者 代表取締役 石 川 耕 治

東京都千代田区大手町二丁目6番4号

東京海上日動火災保険株式会社

同代表者 代表取締役 城 田 宏 明

東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地

三井住友海上火災保険株式会社

同代表者 代表取締役 船 曳 真一郎

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 損害保険ジャパン株式会社（以下「損保ジャパン」という。）、東京海上日動火災保険株式会社（以下「東京海上」という。）及び三井住友海上火災保険株式会社の3社（以下「3社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 警視庁が希望制指名競争入札の方法により発注する任意自動車保険について、3社が、遅くとも令和4年3月2日以降共同して行っていた、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を既に行っていないことを確認すること。
 - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、

警視庁が発注する損害保険について、受注予定者を決定せず、自主的に受注活動を行うこと。

- 2 3社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く2社及び警視庁に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 3社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、警視庁が発注する損害保険について、受注予定者を決定してはならない。
- 4 3社は、それぞれ、次の(1)から(3)までの事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
 - (1) 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての、官公需の営業担当者に対する定期的な研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査
 - (2) 独占禁止法違反行為に関与した役員及び従業員に対する処分に関する規程の改定（損保ジャパンにあっては独占禁止法違反行為に関与した役員に対する処分に関する規程の改定）
 - (3) 独占禁止法違反行為に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成
- 5 3社は、それぞれ、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人の概要

3社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、保険業法（平成7年法律第105号。以下同じ。）の規定に基づき内閣総理大臣の免許を受け、損害保険業を営む者である。

(2) 警視庁が希望制指名競争入札の方法により発注する任意自動車保険の発注方法等

ア 警視庁は、任意自動車保険について、希望制指名競争入札を実施するに当たり、東京都が定める物品買入れ等競争入札参加資格の中の営業種目「その他の業務委託等」の有資格者を対象に、保険業法の規定に基づく損害保険業の免許を有すること等の所定の条件を付して入札の参加希望者を募り、入札参加希望者の中から当該入札の参加者を指名していた。

イ 令和4年3月2日から令和5年7月27日までの間、警視庁が希望制指名競争入札の方法により発注する任意自動車保険について入札参加者として指名を受けていたのは、3社のみであった。

2 合意及び実施方法

3社は、遅くとも令和4年3月2日以降、警視庁が希望制指名競争入札の方法により発注する任意自動車保険について

(1)ア 受注予定者を決定する

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

(2)ア 損保ジャパンを受注予定者とする

イ 損保ジャパンが提示する入札価格は損保ジャパンが定め、損保ジャパン以外の者は、損保ジャパンが定めた価格で受注できるよう、当該価格を上回る入札価格を提示する

ことにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

3 実施状況

3社は、前記2により、警視庁が希望制指名競争入札の方法により発注する任意自動車保険の全てについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにし、損保ジャパンは、当該任意自動車保険の全てを受注していた。

4 前記2の行為が既に行われていないこと

東京海上及び損保ジャパンは、それぞれ、警視庁が発注する任意自動車保険に係る自社の営業担当者に対して前記2の合意に基づく行為を行わないよう指示を行うとともに、令和5年7月28日に課徴金の減免に係る事実の報告及び

資料の提出に関する規則（令和２年公正取引委員会規則第３号）第４条第１項の規定に基づき、公正取引委員会に対して様式第１号による報告書を提出し、同日以降、同合意に基づく行為を行っていない。このため、同日以降、前記２(1)の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為は行われていないと認められる。

第２ 法令の適用

前記事実によれば、３社は、共同して、警視庁が希望制指名競争入札の方法により発注する任意自動車保険について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、警視庁が希望制指名競争入札の方法により発注する任意自動車保険の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第３条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、３社は、いずれも、独占禁止法第７条第２項第１号に該当する者であり、違反行為が自主的に取りやめられたものではないこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、３社に対し、独占禁止法第７条第２項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和６年１０月３１日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 古 谷 一 之

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 吉 田 安 志

委 員 泉 水 文 雄

令和6年（措）第16号

排 除 措 置 命 令 書

東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

損害保険ジャパン株式会社

同代表者 代表取締役 石 川 耕 治

東京都千代田区大手町二丁目6番4号

東京海上日動火災保険株式会社

同代表者 代表取締役 城 田 宏 明

東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地

三井住友海上火災保険株式会社

同代表者 代表取締役 船 曳 真一郎

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文及び理由中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 損害保険ジャパン株式会社（以下「損保ジャパン」という。）、東京海上日動火災保険株式会社（以下「東京海上」という。）及び三井住友海上火災保険株式会社（以下「三井住友海上」という。）の3社（以下「3社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 東京都が希望制指名競争入札の方法により発注する都立病院を対象とする病院賠償責任保険（以下「東京都発注の病院賠償責任保険」という。）について、3社が、遅くとも平成31年3月7日以降共同して行っていた、

受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を既に行っていないことを確認すること。

(2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、東京都及び地方独立行政法人東京都立病院機構（以下「東京都立病院機構」という。）が発注する損害保険について、受注予定者を決定せず、自主的に受注活動を行うこと。

2 3社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く2社並びに東京都及び東京都立病院機構に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

3 3社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、東京都及び東京都立病院機構が発注する損害保険について、受注予定者を決定してはならない。

4 3社は、それぞれ、次の(1)から(3)までの事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

(1) 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての、官公需の営業担当者に対する定期的な研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査

(2) 独占禁止法違反行為に関与した役員及び従業員に対する処分に関する規程の改定（損保ジャパンにあっては独占禁止法違反行為に関与した役員に対する処分に関する規程の改定）

(3) 独占禁止法違反行為に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成

5 3社は、それぞれ、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない

らない。

理 由

第 1 事 実

1 関連事実

(1) 名宛人の概要

3 社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、保険業法（平成 7 年法律第 105 号）の規定に基づき内閣総理大臣の免許を受け、損害保険業を営む者である。

なお、損保ジャパンは、令和 2 年 4 月 1 日付けで、商号を損害保険ジャパン日本興亜株式会社から現商号に変更した者である。

(2) 東京都発注の病院賠償責任保険の発注方法等

ア 東京都は、損害保険の調達に係る競争入札参加資格（東京都が定める物品買入れ等競争入札参加資格の中の営業種目「その他の業務委託等」の等級をいう。）について、各事業者をその事業規模等に基づき A、B 又は C のいずれかの等級に格付けし、当該格付けを 2 年ごとに更新していた。そして、東京都は、東京都発注の病院賠償責任保険について、希望制指名競争入札を実施するに当たり、上記損害保険の調達に係る競争入札参加資格を有する者のうち A の等級に格付けされている者を対象に、東京都が定める仕様を満たす自らが作成した病院賠償責任保険に関する約款を入札参加希望申請時に提出すること等の所定の条件を付して入札の参加希望者を募り、入札参加希望者の中から当該入札の参加者を指名していた。

イ(7) 損保ジャパン及び東京海上にあつては、前記アの損害保険の調達に係る競争入札参加資格は、平成 30 年 4 月 1 日以降、A の等級に格付けされていた。また、三井住友海上にあつては、同資格は、平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までは A の等級に、令和 3 年 4 月 1 日以降は B の等級に格付けされていた。

ロ(4) 平成 31 年 3 月 7 日から令和 4 年 6 月 30 日までの間、東京都発注の病院賠償責任保険について入札参加者として指名を受けていたのは、3 社のみ（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までの間は損保ジャパン及び東京海上の 2 社のみ）であった。

ウ(7) 東京都は、令和 4 年 7 月 1 日、東京都立病院機構を設立し、令和 4 年

度の都立病院を対象とする病院賠償責任保険契約における東京都の権利及び義務を同機構に承継させた。

- (4) 東京都立病院機構は、令和５年度以降の都立病院を対象とする病院賠償責任保険について、見積り合わせの方法により発注している。

2 合意及び実施方法

３社は、遅くとも平成３１年３月７日以降、東京都発注の病院賠償責任保険について

- (1)ア 受注予定者を決定する

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

- (2)ア 損保ジャパンを受注予定者とする

イ 損保ジャパンが提示する入札価格は損保ジャパンが定め、損保ジャパン以外の者は、損保ジャパンが定めた入札価格で受注できるよう、当該価格を上回る入札価格を提示する

ことにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

3 実施状況

３社は、前記２により、東京都発注の病院賠償責任保険の全てについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにし、損保ジャパンは、当該病院賠償責任保険の全てを受注していた。

4 前記２の行為が既に行われていないこと

- (1) 三井住友海上は、令和３年４月１日以降、東京都から前記１(2)アの損害保険の調達に係る競争入札参加資格についてＢの等級に格付けされたことにより、東京都発注の病院賠償責任保険の入札に参加できなくなったため、同日以降、前記２(1)の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を行っていない。

- (2) 東京都立病院機構が設立された令和４年７月１日以降、東京都発注の病院賠償責任保険は発注されていない。このため、同日以降、前記２(1)の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為は行われていないと認められる。

第２ 法令の適用

前記事実によれば、３社は、共同して、東京都発注の病院賠償責任保険について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、

公共の利益に反して、東京都発注の病院賠償責任保険の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、3社は、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、3社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和6年10月31日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 古 谷 一 之

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 吉 田 安 志

委 員 泉 水 文 雄

別紙

番号	用語	定義
1	都立病院	東京都立広尾病院、東京都立大塚病院、東京都立駒込病院、東京都立墨東病院、東京都立多摩総合医療センター、東京都立神経病院、東京都立小児総合医療センター及び東京都立松沢病院
2	病院賠償責任保険	対象となる病院における医療上の事故、建物及び施設の使用又は管理における事故、医療行為以外の業務上の事故並びに給食等の事故により、病院の開設者が支出した損害賠償金、訴訟費用等の諸費用をてん補することを内容とするもの

令和6年（措）第17号

排 除 措 置 命 令 書

東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

損害保険ジャパン株式会社

同代表者 代表取締役 石 川 耕 治

東京都千代田区大手町二丁目6番4号

東京海上日動火災保険株式会社

同代表者 代表取締役 城 田 宏 明

東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地

三井住友海上火災保険株式会社

同代表者 代表取締役 船 曳 真一郎

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別紙中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 損害保険ジャパン株式会社（以下「損保ジャパン」という。）、東京海上日動火災保険株式会社（以下「東京海上」という。）及び三井住友海上火災保険株式会社の3社（以下「3社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

- (1) 仙台国際空港株式会社（以下「仙台国際空港」という。）が、企業財産包括保険、土木構造物保険及び空港管理者賠償責任保険（以下、これらを「本件損害保険」という。）について、令和4年4月20日に見積条件を提示して実施した見積り合わせにおいて、3社が、同年5月13日

に共同して行った、保険料を引き上げる旨及び地震特約に係る保険期間を1年とする旨の合意が消滅していることを確認すること。

(2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、仙台国際空港を保険契約者とする損害保険の見積り合わせにおいて、保険料及び保険期間を決定せず、自主的に決めること。

(3) 今後、相互に、又は他の事業者と、仙台国際空港を保険契約者とする損害保険の見積り合わせにおいて、保険料及び保険期間に関する情報交換を行わないこと。

2 3社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く2社並びに仙台国際空港及び東急保険コンサルティング株式会社（以下「T I C」という。）に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

3 3社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、仙台国際空港を保険契約者とする損害保険の見積り合わせにおいて保険料及び保険期間を決定してはならない。

4 3社は、今後、それぞれ、相互に、又は他の事業者と、仙台国際空港を保険契約者とする損害保険の見積り合わせにおいて、保険料及び保険期間に関する情報交換を行ってはならない。

5 3社は、それぞれ、次の(1)から(3)までの事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前2項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

(1) 共同保険の形式により発注される損害保険の引受けに関する独占禁止法の遵守についての、共同保険の形式により発注される損害保険の営業担当者に対する定期的な

研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査

(2) 独占禁止法違反行為に関与した役員及び従業員に対する処分に関する規程の改定（損保ジャパンにあっては独占禁止法違反行為に関与した役員に対する処分に関する規程の改定）

(3) 独占禁止法違反行為に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成

6 3社は、それぞれ、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人の概要

3社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、保険業法（平成7年法律第105号）の規定に基づき内閣総理大臣の免許を受け、損害保険業を営む者である。

なお、損保ジャパンは、令和2年4月1日付けで、商号を損害保険ジャパン日本興亜株式会社から現商号に変更した者である。

(2) 本件損害保険の発注方法等

ア(ア) 仙台国際空港は、平成28年7月以降、本件損害保険について、3社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「あいおい」という。）及び共栄火災海上保険株式会社の5社を引受損害保険会社として、共同保険により保険契約を締結していた。

イ(イ) 仙台国際空港は、本件損害保険に係る保険期間の満了が近づくと、損害保険代理店であるTICを介して、各幹事会社との相対交渉を行うか、あるいは、見積り合わせを実施の上、幹事会社とする損害保険会社を指定し、当該損害保険会社と、見積り合わせで提出された見積りを基にして交渉を行うことで、保険料や補償条件等の契約条件を決定し、本件損害保険に係る保険契約を更改していた。

なお、見積り合わせにおいて提出される見積りは、各引受損害保険会

社の保険を引き受ける割合の決定においても考慮されていた。

イ 仙台国際空港は、令和4年7月1日に予定されていた本件損害保険の更改に向けて、同年4月20日、3社及びあいおいに対して、次の(ア)及び(イ)を含む見積条件を提示して、見積り合わせを実施した。

(ア) 企業財産包括保険及び土木構造物保険について、地震特約を付帯させること

(イ) 保険期間を1年とする場合及び同3年とする場合の2種類の見積りとする

2 合意の成立等

(1) 本件損害保険に係る令和4年7月1日更改の保険契約（以下「令和4年更改契約」という。）を担当する3社の営業担当者（以下、令和4年更改契約を担当する営業担当者を単に「営業担当者」という。）は、かねてから、自社が取り扱う企業向け損害保険について、見積り合わせが実施されている場合には、見積金額等の引受条件に関し、他の損害保険会社との間での情報交換が行われていることがあることを認識していた。

(2) 3社は、本件損害保険に係る令和元年7月1日更改の保険契約の締結以降、地震特約の対象となる地震による損害が発生し保険金の支払が増加していたことなどから、3社の営業担当者が、電話で令和4年更改契約における本件損害保険の地震特約に係る保険期間について情報交換を行った上で、令和4年5月13日、東京都中央区に所在のカラオケ店で会合を開催して、令和4年更改契約における本件損害保険について、見積り合わせにおいて各社が提出する見積りを調整することによって保険料を引き上げること及び地震特約に係る保険期間を1年とすることを合意した。

3 実施状況等

(1) 3社は、それぞれ、前記2(2)の合意に基づき、令和4年5月17日又は同18日、TICに対して、事前の調整を踏まえた令和4年更改契約に係る見積りを提出した。

なお、東京海上は、土木構造物保険及び空港管理者賠償責任保険について、見積りの提出を辞退した。

(2) 3社は、前記(1)のとおり見積りを提出等することにより、令和4年6月30日、仙台国際空港との間で、本件損害保険について、保険料をおおむね引き上げ、かつ、地震特約に係る保険期間を1年として、令和4年更改契約を

締結した。

4 合意の消滅

前記 3 (2) のとおり、令和 4 年 6 月 3 0 日、令和 4 年更改契約が締結されたことから、翌日以降、前記 2 (2) の合意は事実上消滅しているものと認められる。

第 2 法令の適用

前記事実によれば、3 社は、共同して、令和 4 年更改契約における本件損害保険について、見積り合わせにおいて各社が提出する見積りを調整することによって保険料を引き上げること及び地震特約に係る保険期間を 1 年とすることを合意することにより、公共の利益に反して、令和 4 年更改契約における本件損害保険の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第 2 条第 6 項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第 3 条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、3 社は、いずれも、独占禁止法第 7 条第 2 項第 1 号に該当する者であり、違反行為が自主的に取りやめられたものでないこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、3 社に対し、独占禁止法第 7 条第 2 項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 古 谷 一 之

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 吉 田 安 志

委 員 泉 水 文 雄

別紙

番号	用語	定義
1	企業財産包括保険	仙台国際空港が企業財産包括保険と称して損害保険会社との間で契約する企業向け損害保険であって、火災や水災等の事故に起因して発生した、空港航空保安施設、旅客ビル施設等に関する損害の補償及び休業補償を内容とするもの
2	土木構造物保険	仙台国際空港が土木構造物保険と称して損害保険会社との間で契約する企業向け損害保険であって、落雷や水災等の事故に起因して発生した道路、駐車場施設、地下埋設物等に関する損害の補償を内容とするもの
3	空港管理者賠償責任保険	仙台国際空港が空港管理者賠償責任保険と称して損害保険会社との間で契約する企業向け損害保険であって、仙台国際空港の敷地内又はその周辺で行われる業務に関し、施設の瑕疵、管理不備、遂行業務の過失等に基づいて第三者の身体や財産等に与えた損害について、仙台国際空港が負担する賠償責任の補償を内容とするもの
4	地震特約	地震等を直接又は間接の原因とする火災や損壊等による損害の補償を内容とするものであって、特定の損害保険契約に付帯して締結される特約
5	共同保険	二以上の損害保険会社が共同で同一の保険を引き受ける保険であって、これらの損害保険会社が当該保険を引き受ける割合に応じて保険契約に係る権利を有し、又は義務を負うもの
6	損害保険代理店	損害保険会社からの委託又は当該委託を受けた者からの再委託を受けて、その損害保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であって、その損害保険会社の役員又は

		使用人でないもの
7	幹事会社	共同保険の引受損害保険会社のうち、当該保険契約に係る保険料の収受や保険金の支払等の事務手続を一括して行う引受損害保険会社

令和6年（措）第18号

排 除 措 置 命 令 書

東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

同代表者 代表取締役 新 納 啓 介

東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

損害保険ジャパン株式会社

同代表者 代表取締役 石 川 耕 治

東京都千代田区大手町二丁目6番4号

東京海上日動火災保険株式会社

同代表者 代表取締役 城 田 宏 明

東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地

三井住友海上火災保険株式会社

同代表者 代表取締役 船 曳 真一郎

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別紙中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「あいおい」という。）、損害保険ジャパン株式会社（以下「損保ジャパン」という。）、東京海上日動火災保険株式会社（以下「東京海上」という。）及び三井住友海上火災保険株式会社（以下「三井住友海上」という。）の4社（以下「4社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会にお

いて決議しなければならない。

(1) 東急株式会社（以下「東急」という。）が、企業財産包括保険及び企業総合賠償責任保険（以下、これらを「本件損害保険」という。）について、令和4年11月14日に見積条件を提示して実施した見積り合わせにおいて、4社が、遅くとも同年12月7日までに共同して行った、保険料を引き上げ又は維持する旨の合意が消滅していることを確認すること。

(2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、東急を保険契約者とする損害保険の見積り合わせにおいて、保険料を決定せず、自主的に決めること。

(3) 今後、相互に、又は他の事業者と、東急を保険契約者とする損害保険の見積り合わせにおいて、保険料に関する情報交換を行わないこと。

2 4社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く3社並びに東急及び東急保険コンサルティング株式会社（以下「TIC」という。）に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

3 4社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、東急を保険契約者とする損害保険の見積り合わせにおいて、保険料を決定してはならない。

4 4社は、今後、それぞれ、相互に、又は他の事業者と、東急を保険契約者とする損害保険の見積り合わせにおいて、保険料に関する情報交換を行ってはならない。

5 4社は、それぞれ、次の(1)から(3)までの事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前2項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

(1) 共同保険の形式により発注される損害保険の引受けに

関する独占禁止法の遵守についての、共同保険の形式により発注される損害保険の営業担当者に対する定期的な研修並びに法務担当者及び第三者による定期的な監査

(2) 独占禁止法違反行為に関与した役員及び従業員に対する処分に関する規程の改定（損保ジャパンにあっては独占禁止法違反行為に関与した役員に対する処分に関する規程の改定）

(3) 独占禁止法違反行為に係る調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成

6 4社は、それぞれ、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人の概要

4社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、保険業法（平成7年法律第105号）の規定に基づき内閣総理大臣の免許を受け、損害保険業を営む者である。

なお、損保ジャパンは、令和2年4月1日付けで、商号を損害保険ジャパン日本興亜株式会社から現商号に変更した者である。

(2) 本件損害保険の発注方法等

ア(ア) 東急は、遅くとも平成29年2月以降、本件損害保険について、4社及び明治安田損害保険株式会社の5社を引受損害保険会社として、共同保険により保険契約を締結していた。本件損害保険のうち、企業財産包括保険については東京海上が、企業総合賠償責任保険については損保ジャパンが、それぞれ幹事会社を務めていた。

(イ) 東急は、本件損害保険に係る保険期間の満了が近づくと、損害保険代理店であるTICを介して、各幹事会社との相対交渉を行い、保険料や補償条件等の契約条件を決定して、本件損害保険に係る保険契約を更改していた。

イ 東急は、令和３年１０月以降、令和５年２月２８日に予定されていた本件損害保険の更改に向けて、各幹事会社と相対交渉を行っていたところ、企業財産包括保険における幹事会社である東京海上から、企業財産包括保険の保険料及び保険料率につき、令和２年２月２８日更改の保険契約から大幅な引上げとなる提示を受けたこと等から、令和４年１１月１４日、ＴＩＣとの連名により、４社に対して、本件損害保険について、同年１２月７日を見積提出期限とする見積りの提出を依頼して、見積り合わせを実施した。

当該見積り合わせにおいて提出される見積りは、各引受損害保険会社の保険を引き受ける割合の決定において考慮されることとされていた。

２ 合意の成立等

- (1) ア 本件損害保険に係る令和５年２月２８日更改の保険契約（以下「令和５年更改契約」という。）を担当する４社の営業担当者（以下、令和５年更改契約を担当する営業担当者を単に「営業担当者」という。）は、かねてから、自社が取り扱う企業向け損害保険について、見積り合わせが実施される場合には、見積金額等の引受条件に関し、他の損害保険会社との間での情報交換が行われていることがあることを認識していた。

イ 損保ジャパン、東京海上及び三井住友海上の営業担当者は、仙台国際空港株式会社が令和４年７月１日更改に向けて見積り合わせを実施した仙台国際空港株式会社を保険契約者とする損害保険について、当該営業担当者間で保険料及び保険期間に関する情報交換をして見積りを提出することにより、保険料をおおむね引き上げるなどしていた。

- (2) ４社は、本件損害保険に係る令和２年２月２８日更改の保険契約の保険金の支払が増加していたことなどから、４社の営業担当者が、電話、面談等による情報交換を行い、遅くとも令和４年１２月７日までに、令和５年更改契約における本件損害保険について、見積り合わせにおいて各社が提出する見積りを調整することによって保険料を引き上げ又は維持することを合意した。

３ 実施状況

４社は、それぞれ、前記２(2)の合意に基づき、令和４年１２月７日、ＴＩＣに対して、事前の調整を踏まえた令和５年更改契約に係る見積りを提出した。

４ 合意の消滅

- (1) 東急は、前記３の見積りが、４社による令和５年更改契約における本件損

害保険の保険料の事前の調整を想起させるものであったことから、令和4年12月9日、損保ジャパンに対して、保険料の調整に関する疑義を示唆する電子メールを送付した。損保ジャパンは、同月12日、東急に対して、企業財産包括保険について前記3で自社が提出した見積りより低い金額の見積りを提出するとともに、4社による保険料の事前の調整を認め、併せて企業総合賠償責任保険について、後日、前記3で自社が提出した見積りより低い金額の見積りを再提出することを申し出た。

- (2) 東急は、令和4年12月20日、あいおい、東京海上及び三井住友海上に対して、それぞれ、他の損害保険会社から4社による令和5年更改契約における本件損害保険の保険料の調整の事実を確認した旨を告げるとともに、令和5年更改契約に係る見積りの再提出を求めた。
- (3) 三井住友海上は、令和4年12月23日、東急に対し、令和5年更改契約について前記3で自社が提出した見積りより低い金額の見積りを再提出した。
- (4) あいおいは、令和4年12月27日、東急に対し、令和5年更改契約について前記3で自社が提出した見積りより低い金額の見積りを再提出した。
- (5) 前記(1)から(4)までの事実から、前記2(2)の合意は、令和4年12月27日以降、事実上消滅しているものと認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、4社は、共同して、令和5年更改契約における本件損害保険について、見積り合わせにおいて各社が提出する見積りを調整することによって保険料を引き上げ又は維持することを合意することにより、公共の利益に反して、令和5年更改契約における本件損害保険の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、4社は、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が自主的に取りやめられたものでないこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、4社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和6年10月31日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 古 谷 一 之

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 吉 田 安 志

委 員 泉 水 文 雄

別紙

番号	用語	定義
1	企業財産包括保険	東急が企業財産包括保険と称して損害保険会社との間で契約する企業向け損害保険であって、不測かつ突発的な事故により対象財産に生じた損害の補償を内容とするもの
2	企業総合賠償責任保険	東急が企業総合賠償責任保険と称して損害保険会社との間で契約する企業向け損害保険であって、被保険者が業務上の事故によって第三者の身体や財産等に与えた損害について負担する賠償責任の補償を内容とするもの
3	共同保険	二以上の損害保険会社が共同で同一の保険を引き受ける保険であって、これらの損害保険会社が当該保険を引き受ける割合に応じて保険契約に係る権利を有し、又は義務を負うもの
4	幹事会社	共同保険における引受損害保険会社のうち、当該保険契約に係る保険料の収受や保険金の支払等の事務手続を一括して行う引受損害保険会社
5	損害保険代理店	損害保険会社からの委託又は当該委託を受けた者からの再委託を受けて、その損害保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であって、その損害保険会社の役員又は使用人でないもの
6	保険料率	保険金額に対する保険料の割合